

野宿生活者自立支援法制定に関する請願（金田誠一君紹介）（第一〇八一号）

食品衛生法の改正・運用強化等に関する請願（五十嵐文彦君紹介）（第一〇八二号）

同（小野晋也君紹介）（第一〇八三号）

同（大石尚子君紹介）（第一〇八四号）

同（大野松茂君紹介）（第一〇八五号）

同（加藤公一君紹介）（第一〇八六号）

同（木島日出夫君紹介）（第一〇八七号）

同（玄葉光一郎君紹介）（第一〇八八号）

同（近藤昭一君紹介）（第一〇八九号）

同（坂井隆憲君紹介）（第一〇九〇号）

同（塩崎恭久君紹介）（第一〇九一号）

同（重野安正君紹介）（第一〇九二号）

同（徳田虎雄君紹介）（第一〇九三号）

同（中西績介君紹介）（第一〇九四号）

同（中野寛成君紹介）（第一〇九五号）

同（中山利生君紹介）（第一〇九六号）

同（平岡秀夫君紹介）（第一〇九七号）

同（保利耕輔君紹介）（第一〇九八号）

同（松本龍君紹介）（第一〇九九号）

同（三村申吾君紹介）（第一一〇〇号）

同（三塚博君紹介）（第一一〇一号）

同（山花郁夫君紹介）（第一一〇二号）

同（青山丘君紹介）（第一一四五号）

同（石井一君紹介）（第一一四六号）

同（植竹繁雄君紹介）（第一一四七号）

同（加藤紘一君紹介）（第一一四八号）

同（河合正智君紹介）（第一一四九号）

同（河村建夫君紹介）（第一一五〇号）

同（木村太郎君紹介）（第一一五一号）

同（熊谷弘君紹介）（第一一五二号）

同（古賀誠君紹介）（第一一五三号）

同（杉浦正健君紹介）（第一一五四号）

同（中井洽君紹介）（第一一五五号）

同（中川秀直君紹介）（第一一五六号）

同（中曽根康弘君紹介）（第一一五七号）

同（牧野隆守君紹介）（第一一五八号）

同（松野頼久君紹介）（第一一五九号）

同(宮澤洋一君紹介)(第一一六〇号)
同(谷津義男君紹介)(第一六一二号)
同(山花郁夫君紹介)(第一六二三号)
同(吉田六左工門君紹介)(第一一六三三号)
同(吉野正芳君紹介)(第一一六四号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第一一九八号)
同(大石正光君紹介)(第一一九九号)
同(大島章宏君紹介)(第二二〇〇号)
同(梶山弘志君紹介)(第二二〇一号)
同(金子一義君紹介)(第二二〇二号)
同(北村直人君紹介)(第二二〇三号)
同(河野太郎君紹介)(第二二〇四号)
同(高村正彦君紹介)(第二二〇五号)
同(佐藤觀樹君紹介)(第二二〇六号)
同(佐藤敬夫君紹介)(第二二〇七号)
同(阪上善秀君紹介)(第二二〇八号)
同(塩川鉄也君紹介)(第二二〇九号)
同(田並胤明君紹介)(第二二一〇号)
同(高橋嘉信君紹介)(第二二一一号)
同(竹下巨君紹介)(第二一二二号)
同(武部勤君紹介)(第二一二三号)
同(樺床伸二君紹介)(第二一二四号)
同(近岡理一郎君紹介)(第二一二五号)
同(辻元清美君紹介)(第二一二六号)
同(中谷元君紹介)(第二一二七号)
同(中塚一宏君紹介)(第二一二八号)
同(中山成彬君紹介)(第二一二九号)
同(長勢甚遠君紹介)(第二一二〇号)
同(植崎欣弥君紹介)(第二一二一号)
同(西田司君紹介)(第二一二二号)
同(額賀福志郎君紹介)(第二一二三号)
同(野田聖子君紹介)(第二一二四号)
同(樋高剛君紹介)(第二一二五号)
同(藤木洋子君紹介)(第二一二六号)
同(山岡賢次君紹介)(第二一二七号)
同(山井和則君紹介)(第二一二八号)
同(渡辺具能君紹介)(第二一二九号)
同(安住淳君紹介)(第二二七三三号)
同(伊藤忠治君紹介)(第二二七四号)

雇用対策の充実に関する意見書(北海道旭川市議会(第二四四五号))
仕事と家庭の両立施策の拡充に関する意見書(北海道鶴川町議会(第二四四六号))
食品安全行政の強化・充実に関する意見書(和歌山県広川町議会(第二四四七号))
鍼灸師養成施設・学校の無秩序な急増の抑制に関する意見書(石川県議会(第一四四八号))
精神障害者による事故防止対策の見直しに関する意見書(秋田県議会(第一四四九号))
精神保健福祉法、刑事法関係に関する法律等の見直しに関する意見書(大分県湯布院町議会(第二四五〇号))
精神保健福祉法及び刑法の改正に関する意見書(大分県九重町議会(第一四五一号))
乳幼児医療費助成制度創設に関する意見書(東京都立川市議会(第一四五一号))
乳幼児医療費助成制度の創設に関する意見書(京都府精華町議会(第一四五三号))
乳幼児医療費助成制度の創設に関する意見書(山口市議会(第二四五四号))
乳幼児医療費助成制度の創設に関する意見書(愛媛県久万町議会(第二四五五号))
乳幼児医療費の無料化に関する意見書(愛媛県柳谷村議会(第二四五六号))
乳幼児医療費の無料化に関する意見書(愛媛県城川町議会(第二四五七号))
乳幼児医療費の無料化制度創設に関する意見書(富山県新湊市議会(第一四五八号))
乳幼児医療費無料化制度の実現に関する意見書(栃木県小山市議会(第一四五九号))
乳幼児医療費無料化制度の実現に関する意見書(埼玉県北本市議会(第一四六〇号))
乳幼児医療費無料化制度の実現に関する意見書(静岡県藤枝市議会(第一四六一号))
乳幼児医療費無料化制度の創設に関する意見書(福岡県小石原村議会(第一四六二号))
乳幼児医療費無料化制度創設に関する意見書(北海道七飯町議会(第一四六三号))

乳幼児医療費無料制度の創設に関する意見書(沖縄県与那城町議会(第二四六四号))
乳幼児医療費無料制度の創設に関する意見書(沖縄県中城村議会(第二四六五号))
乳幼児医療費無料制度の創設に関する意見書(沖縄県西原町議会(第二四六六号))
乳幼児医療費無料制度の創設に関する意見書(沖縄県東風平町議会(第二四六七号))
乳幼児医療費無料制度の創設に関する意見書(沖縄県城辺町議会(第二四六八号))
未就学児医療費無料化制度の創設に関する意見書(静岡県清水市議会(第二四六九号))
リバース・モーゲージ制度の確立に関する意見書(埼玉県川越市議会(第二四七〇号))
リバース・モーゲージ制度の確立に関する意見書(名古屋市中区議会(第二四七一号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外四名提出、第五百一十一回国会衆法第一七号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。
第五百一十一回国会、熊代昭彦君外四名提出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省健康局長下田智久君及び医薬局長宮島彰君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。釘宮啓君。
○釘宮委員 民主党の釘宮啓でございます。
今国会、厚生労働委員会は精勵賞でありまして、先ほどの理事会で、会期末の五日にも審議することになりました。大臣には大変お疲れでありますが、きょうは大臣がせっかくお見えでございます。衆法の審議でありますから、大臣の出席は特に求めていなかったんですが、せっかくきょうはお出ましでございますので。昨日、医療制度改革大綱が政府・与党案として決着を見たようであります。この議論につきましては通常国会に譲るといたしまして、若干大臣に今の感想をお聞きしたいというふうに思います。
特に、私、今回の改革大綱を見まして、九七年改定の際に、抜本改革をとかくやるんだ、そうしないと将来もこの制度はもたないという議論の中で、当時患者負担というものが引き上げられて、そのときに抜本改革がいわば担保されていたわけですが、今度も、その約束がどうも果たされていないように私は感じるわけでありまして。
こういうふうに、常に財源のつじつま合わせだけに終始をしていますが、国民の医療保険に対する不信感というのはますます深まっていくんではないかな、そういうふうに感じるわけでありまして、大臣の所見をお伺いしたいと思います。
○坂口国務大臣 今御指摘をいただきましたとおり、昨日、夕方でございますが、医療保険制度大綱が一応政府・与党の間でまとまったところでございます。まだこれから具体的に詰めるけれども、一応の問題は多く残されておりますけれども、一応の方向性が示されたというふうに思っております。
そして、今御指摘になりましたように、医療制度全体としての今後のあり方につきましては、この中に具体的に示すところまではまだ至っておりませんけれども、やはり一番大きいのは、医療保険制度を今後どうしていくかということだろうと

いうふうに思います。五千余の保険者が存在するという現在のこの保険の状況というのは異常でございますし、とりわけ国保におきましては、町村においてはもはやこれ以上維持ができないような状況に立ち至ってきているわけでございますから、この保険につきまして、今後どうするかということが一番大きな問題であるというふうに思っています。
そのためには、やはり統合、一元化の方向が望ましいと我々は考えているわけでございまして、その方向性が示されたところでございます。約一年ぐらいの期間をかけて、その内容をさらに詰めていきたい。したがって、今後、この十二月末までの間に、いつまでの間にどういう方向性を示すかという方向性とスケジュール、そうしたものを明確にしていきたいというふうに思っているところでございます。
それからもう一つは、診療報酬の基本にかかわるところでございます。こうした基本のところの見直しにつきましては、これはもう少し時間をかけて議論をしながら結論を出す。これも、そのタイムスケジュールを明確にして、方向性を示さなければならぬと思っております。
そうしたものとあわせて、十四年度から、財政上のことも考え、どのようにしなければならぬかということとあわせてお示しをすること、これが大事だということに今思っている次第でございます。
○釘宮委員 きょうこの議論をしていますと、きょうはわずかに十五分しかありませんから、この辺でやめたいと思いますが、ただ、一点確認をしておきたいのは、サラリーマンの窓口三割負担の問題が今回非常に話題の中心になったわけですが、これが、昨日の決着以降、官邸サイドの発言と自民党の関係者の発言の間に、どうも必ずしも一致した見解ではない。必要なときにというようにない方をしておられる方もおりますし、一方で官邸サイドは、平成十五年、二〇〇三年を目標にやる

んだというような話ですが、その点、一点だけ、大臣、確認をさせていただきます。

○坂口国務大臣 最後まで議論がなかなか詰まらなかった点でございますが、三割負担の実施につきましては、将来ずっと先の方を見ました場合には、保険の統一ということでは一致をしない、これは必要な事項だということでは一致をしないというふうな思っております。しかし、当面、一体どうするかということにつきましては、意見の分かれたところでございます。

文言といましては、必要なときに行うということに書かれているわけでございます。しかし、保険財政の状況を見きわめて政府としては十五年度から実施をしたい、こういうふうに昨夜官房長官が述べられたところでございます。

しかし、私は、そこに至りますには幾つかのハードルがあるんだろう。やはり一つは、政府全体として、経済状態をどう回復せしめるかという大きな問題もございまして、厚生労働省としましては、さまざまな行政改革、とりわけこの診療にかかわりますところの制度改革をどう進めるかということが問われるのであろうというふうに思っています。その内容を明確にした上で、そして財政上の問題等も考えて、必要なときに必要な措置をするということになるものというふうに思っております。

○釘宮委員 非常にわかりにくいですね。そういう形をとるからこそ、国民はいつまでたっても将来に不安を持ち続けなければならない。私は、この医療保険制度も含めて、きちっとした政府の姿勢をやはり示すことが、今国民が消費を抑制して将来のためにためておこうというふうに思っている、その消費者心理を喚起することにつながっていくのだらうと思うのです。こういうふうないつまでも先送り、先送りでは、結果としていい結果は生まれてこない。私は、その点を指摘させていただきます。

それでは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の質疑に入らせていただきます。

ますが、まず提案者熊代議員にお伺いをしたいと思います。

この法律、いわゆるビル管法と言われている法律ですが、これは一九七〇年に成立をしまして、特に一九八〇年に業者の登録制度というものをつくっております。現行で六業種あるわけでありますが、これに対して、今回、空調ダクト清掃と排水管清掃業を新たな業種として追加するという内容であります。

ここで伺いたいのは、今なぜ緊急にこの二つを追加しなければならなかったのか、その点について伺います。

○熊代議員 お答え申し上げます。

釘宮委員、歴史にもお詳しいわけでございますが、昭和四十五年、法律ができた当時もなかなか問題があったわけでございますけれども、当時の担当課長は、あそこに通風口がありますけれども、非常にきれいなビルの、麗しいビルの中の通風口に真っ白いタオルを張りつけまして、三十分すると真っ黒になったというものでありまして、それでみんなびびりして、この法律の必要性を確認したというふうなことでございますが、目に見える外づらと内づらというのは近代的な建物の中ではなかなか難しいということでは、この法律ができたというのは、先生御承知のとおりでございます。

その十年後にこの業態登録ができた、そこも先生の御指摘のとおりでございますが、その後、空調利用ダクト清掃業、それから排水管清掃業でございます。ビルがだんだん精巧になつてまいりまして、とても測定だけして、結果だけで、あと建物はその所有者がやればいいというふうな状況ではなくなりました。この二つにつきまして、業態が独立してまいりました。

そういうことでございまして、日常的な目でできることではないということで独立の業者が出てきたということが現実でございまして、これを、今出てきたからすぐ追認するという話ではございませんで、これはずっと歴史的に生成してまいりまして、確立してまいりました。この時点になる

と、もうこれを独立のものとして認めた方がいいだろう、そういう判断のもとに、この法律を改正させていただくということでございます。ぜひよろしくお願い申し上げます。

○釘宮委員 業界絡みのこうした法律というのは、どうも選挙の前後に出てくるのが過去にもあつていて、特にその点についてせんざくするつもりはありませんが、今回、提案理由説明の中に、登録制度は名称独占であつて規制強化につながるものではないということであつてうたつてあるわけでありまして、私はその点についていささか疑問を持つわけで、要するに、本法が成立しますと登録基準をまた作成をし、業者登録をするわけでありまして、要するに業者登録をするということとは業者にお墨つきを与えるということでありまして、受けないところには当然ハンディキャップが起るわけですね。そのことは、中小零細業者の排除につながるのか、要するに独占をするということにつながるのではないのかという懸念を私は持つわけでありまして、その点について一つ。

それと、もう時間がありませんから、これに関連して、当然この趣旨の中にも入っておりますし、法律の趣旨の中にもうたわれておりますが、質の担保をしなきゃならないことだろうと思うんですが、その質の担保というものを一方であつたいながら、これは登録期間が六年でありまして、その六年間の間に、質を担保しているとはいひながら、チェックがどこまで働いておるのかという意味では、どうもチェックが必ずしも働いているとはいひがたい。どちらかといえば、登録をすることによってそこでお墨つきをもらつて、より業界団体として一緒にまとまつていくことにメリツトがあるというところに、何かこの法律の、いわば我々から見るといかがわしさみたいなものを感じるのでありますが、その点についてお伺いしたいと思います。

それともう一点、実は、特定建築物に対して建築物衛生管理技術者というものを置かなきゃならないということがうたわれております。これは約七万二千人、今国家試験を受けておるといふうに聞いておりますが、これが実際問題、ビルの管理者が本当にそういう人を確保しているケースもあると思うんですが、実際には、ビルメンテナン業者の中にそういう資格を持った人がいて、その人が代行もするということになる、そこは結果的にはチェック機能が働かないことにもなるんじゃないかというふうなこともちょっと危惧されるんではないかと、以上の三点についてお伺いしたいと思います。

○下田政府参考人 三点お尋ねでございます。まず一つは、規制強化につながるのではないかと、というお尋ねでございます。

登録制度は、一定の要件、人的、物的、二つの面でございますけれども、この要件を満たした事業者が、都道府県知事の登録を受けまして登録業者と名乗ることを認めている、結果としてその質の向上を図る、こういう制度でございます。建築物衛生関係の業務を実施するに当たりまして、登録を強制する、あるいは特別の権能を与えるといったことはやらないというところでございまして。今回の登録業者の追加をする、こういう観点から、今回の改正が規制強化につながるものではないというふうな考えているところでございます。御指摘の、中小事業者が登録するに当たりまして、その費用等が過度の負担になって入れない、こういったことがないように関係団体を指導してまいりたいと考えております。

二点目の質の担保といった面でございますが、これは、建築物衛生法におきましては、都道府県知事が必要と認める場合には、その職員が登録営業所に立ち入りまして、設備、帳簿等の検査をするということができるとされているところでございます。この規定に基づきまして、都道府県では立入検査を実施しまして、平成十二年におきましては、一万四千あります登録営業所の約四千七百に立ち入ったということでありまして、そのうち一〇％程度におきましては、何らかの指摘をし、

これが入らなかつた、独立してきたというようなことをおっしゃられておりましたけれども、確立されてきた。ただし、実際問題、こういうことに關して放置してきたのではないかとすることも言えるような部分があるかと思ひます。そういう部分は、厚生労働省さんの方は、よくそういうところを見て法律の作成にかかつていただけたらありがたいかと思ひますけれども。

ちよつと単純な疑問なんですけれども、この法改正の中で、一般を総合というふうに変更するといふふうになつております。一般を総合というふうに変更する。一体全体、よく使われる一般と総合という言葉なんですけれども、一般と総合という、この定義の違いというのは、提案者の方はどうのようにお考えになられておられるのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○熊代議員 大変鋭い御質問でございますが、一つは、一般と総合は言葉のニュアンスの違いでございますけれども、実質的にも中身を充実させたといふことで名前も改めるといふことにさせていただきたいといふことでございます。

この一般管理業は、昭和五十五年のときに、御承知のように、清掃と空気環境測定、それから飲料水の水質検査業、その三つをあわせて行ふものといふことで定義をいたしまして、当時はこれがかなり一般的にすべてを補うものだといふふうにかゝつていたわけですが、その後、いろいろな進歩がございまして、これに加えて、空気環境の調整、それから給水及び排水の管理、この二つも加えて、ビルを総合的に管理していく。そういう意味で、ビルのいい環境を総合的に気配りをして、すべてをいい状態に持つていく、そういう管理業として、一般管理業を發展的に改称して、総合管理業として確立してもらいたい、そういう趣旨で総合管理業といふことをさせていただいたわけでございます。

○佐藤(公)委員 今の御説明でいうと、一般と総合の違いというのが正直言つてよくわからない部分があるんですが、じゃ、今まで総合的に管理して

ていなかつたかといへば、総合的に管理してきたと思ふんです。実際、その意味で、法律的になつたとしても、空気孔、空調関係の検査、もしくは排水管の検査もしてきているわけですから、そういうことからいへば総合的な管理を今までもしてきているのに、またあえてこの名称を、この部分を変えていくといふことに關しては、本當に必要なのかなという気がいたします。

そういう意味で、何か言葉のうまき並びかえといふか使ひ分けみたいなことで今回されているのではないかなといふふうにも思ふところもあるんですけれども、済みません、厚生労働大臣、突然振られていたでして申しわけございませんが、今の熊代先生からの御説明で、大臣はこの法律に關してはもう納得し御理解をされたといふことなんでしょうか。

○坂口國務大臣 突然の御指名でございますが、今までから総合的にやられてきたことは間違いないと思ふんですが、総合的にやられてきたけれども、一般といふ言葉がついてたものでござら、今までの総合的に仕事をしていたいた、正真正銘のその名前に今度はきちつとする、こういうことだろうと思ひますから、それは結構なことではないかと私は思つてゐる次第でございます。

○佐藤(公)委員 ますます私は、やはりこれは今必要ないんじゃないかなといふふうにも思つておりますけれども、やはり本當に行政改革、構造改革といふことをやつていこうと小泉内閣でやる中、こういう登録関係、一つの規制強化につながるというふうには、釘宮委員の意見と一致するところが私はあると思ひます。

そういう意味でいへば、こういうものを今、つけ加えてつくつていくのではなくて、やはりいかにこの規制を撤廃していくか、なくしていくか、その中で自由な競争をしていくか。ただ、最低限のやはり質の保証という部分をどういう形でとつていくかといふことがあり得ると思ひますけれども、あえてこの法律改正は、今回私は必要ないと

いふふうにも思つております。

大変申しわけございません、私が理解ができないのかもしれませんが、これに關しては必要がないと思ひますが、これに關して、厚生労働省さんもしきよう一応局長もお声をかけていただいておりますので、厚生労働省として、この法案改正が本當に必要なかどうかを含めてコメントをお願いいたします。

○下田政府参考人 昭和五十五年の登録制度をつくりました當時には、今回お願いをしております二業種につきましては、まだ業態としては独立していません、こういうことでございます。

しかし、建築物の構造あるいは機械設備の複雑化に伴ひまして、業務がより専門化してきたといふことは事実でございます。例えば、空調ダクト、排水管、こういった目に見えない部分の清掃につきましましては、内視鏡カメラ、あるいは遠隔操作型の小型清掃用ロボット、あるいは高圧洗浄機、こういった非常に特殊な機械が必要とされるようになってきておりますし、技術も必要となつてきておるところでございます。

そういったこと、専門性が高まつたといふようなことから、一般の清掃業にこういったものを付加するといふのは、例えば物的、人的要件で過大な負担を課するといふことにもつながりかねないといふふうにも考えております。

そういった意味で、こうした専門の業種を追加するといふことにつきましては、建築物の衛生管理の上では大変有効なものではないか、このように考えておる次第でございます。

○佐藤(公)委員 今、ロボットとか内視鏡カメラといふようなお話が出ましたけれども、こういうものは今大変高額なものだと思ひます。

先ほど釘宮委員からもお話がございました、中小企業におけるやはりそういう配慮というものが、昭和四十五年、五十五年のあたりでも非常になされておるわけでございますけれども、やはり中小企業に對する、そういった高額なものに對して、含めて、中小企業における配慮というものが、これ

は重要な部分もございすけれども、もう一度提案者の方、配慮というものがどういふものがなされておるか、その辺のあたりをもう一度お聞かせ願ひたいと思ひます、よろしくお願ひいたします。

○熊代議員 中小企業の業者の方々がまじめに業務をやつておられるものに対して十二分に配慮しなければいけない、先生御指摘のとおりでございます。私も、私どもも全く同じでございます。中小企業の皆様に頑張つていただかなければならないし、職業機会を絶対に奪つてはならないといふ思ひでございます。

ただ、これは業態として独立させまして、どういふ基準になるかは、これから有識者が集まつて検討していただきたいと思いますけれども、中小企業者に過度の負担はかけない、しかし、必要なものはちゃんと備えてもらうといふことで、必要にして十分な要件を確立して、それを認定の基準とするといふことでやつてもらいたいと思ひますので、中小企業者の仕事を大いに推進していかねばならないといふのは、同じ思ひでございます。

○佐藤(公)委員 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○鈴木委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。

本日議題となつております建築物における衛生的環境の確保に關する法律の一部を改正する法律案、これにつきましては、我が党は、現在のビルメンテナンス事業者の業態分化の実態に合わせて事業者登録制度の見直しを図らうとするものでありますから、賛成をいたします。

そこで、きょうは私は、時間をいただきまして、クロイツフェルト・ヤコブ病裁判について、厚生労働大臣に質問をいたします。

この件につきましては、今月十四日、東京地裁と大津地裁から和解に關する所見が出されました。そして二十二日、厚生労働大臣は、和解手続を進めることに同意をする旨、両裁判所に回答をいたしました。

厚生労働大臣は、二十二日の談話でも、また同日の記者会見でも、裁判所から指摘された「法的責任の存否の争いを超えて」と和解手続を進めるとの立場を強調されました。二十六日の参議院行政監視委員会でも大臣は、両者の法的責任の存否の争いを超えてということが大々前提であると答弁されました。

この基本姿勢でこれからの裁判所での和解手続を進める、そういう決意には変わりはないとさせていただきます。

○坂口国務大臣 きょうはビルの話だと思っております。ヤコブの話で驚いておりますが、先日申しましたとおり、法律論争、いわゆる「法的責任の存否の争いを超えて」というのが大前提であつて、そこにこの和解勧告というものが成立しているというふうには、そう思っております。

○木島委員 来年三月が和解を成立させる一つのタイムリミットではないかとの観測もございいます。和解は、原告らと被告企業らとそして国との三者間の利害を調整しなければ成立しない、大変な作業であります。裁判所を含むそれぞれの当事者が、速やかに具体的な和解案を持ってそれを調整しなければならぬと思ひます。

そこで、東京地裁の所見の結びには、「被告らには原告らの物心両面にわたる被害を救済する責任があり」との言葉がございいます。また、大津地裁の所見の結びにも、「被害者全員を早期かつ全面的に救済する」との言葉がございいます。この裁判所の言葉どおりに和解が成立するように、私は、国として積極的な役割を果たしてほしいし、厚生労働大臣は、とりわけそのためのリーダーシップをしっかりとついていたいただきたいと要望するものであります。

厚生労働大臣の決意をここで述べていただきました。

○坂口国務大臣 和解を進めていただくのは、裁判所が進めていただくわけでありますから、これは私が主體的に出しゃばっていくということとは失礼な話でございますし、そういうものではないん

だろう、裁判官のもとにこれは進められていくんだらうというふうには思ひますが、裁判所が御指摘になっておりますその大前提を中心にしながら、やはり国として十分な対応ができるように考えていきたいと思つております。

○木島委員 繰り返しますが、もちろん裁判所の主宰でやるわけでありますが、和解をする当事者は国であり、原告らであり、被告企業らであります。そこがそれぞれ具体的な和解案を持って、そして調整のために努力するというのは基本であります。

裁判所はそれの間に立つわけでありまして、今厚生労働大臣から言葉がありました。ぜひ、この両裁判所の所見の最後の結びの言葉に裁判所の思いが凝縮されていると思ひますので、今答弁にあつたようなそんな立場で和解が成立するように、被害者救済という基本に沿った和解が成立するように、格段の努力を重ねてお願いしておきたいと思ひます。

今、原告らが求めていることに、厚生労働大臣との面会があります。大臣も、二十二日の記者会見では、そう遠くない時期にとの考えを述べられたわけでありまして、ぜひこれは、難しい条件や前提をつけないで、原告らに対する心からの御見舞いを兼ねて、そして原告らに速やかに面会をする、原告らから直接に訴えを聞いたかどうかと思ひます。私は、そのこと自体が和解の成立に向けて大きなステップになるのではないかと思ひます。

重ねて、難しい条件とか前提をつけずに、速やかに原告らにお会いをしていただきたい。ここでそのお約束をしていただきたいと思ひますが、御答弁願ひます。

○坂口国務大臣 それほど遠い将来ではなくて、近い将来にということをお願いいたします。ですが、その気持ちに変わりはございません。ただし、私がお会いをさせていただきまうときに、単なる病氣のお見舞いを申し上げるということではなかなか済まないんだらうというふう

に思つてゐるわけでありまして、それは、立場は立場としてのやはり姿勢を明確にしながら臨まなければならぬのではないかと、いうふうには思つております。

もう少し気楽に、もうそんな難しい前提条件はつけずにお見舞いを申し上げてはどうですか、こういうお話だろうというふうには思ひますが、そういうお会いをさせていただき方も、もう少しあるんだらうというふうには思ひますが、もう少し心の整理をいたしまして、決断をさせていただきたいと思つております。

○木島委員 単なるお見舞いだけではなくて、お見舞いを兼ねてお会いして、原告らの心からの気持ちを聞くということが大事だ、そのことが必ずすばらしい和解の方向に進んでいく大事な一歩になる、そういう思いで要望したわけでありまして、そう遠くない時期に、近い将来という言葉をもこで了としたしまして、速やかに御会いしていただきたい。

そこで、次に、裁判所の所見でも指摘された再発防止の取り組みについて、これは厚生労働省にお聞きします。

人や動物の細胞等に由来する医薬品等による健康被害の救済については、私たちは、既に本年三月三十日に医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案を提出しております。厚生労働省内にも本年一月、研究会が発足し、八月には中間的なまとめが公表されました。厚生省のヤコブ病調査報告等によれば、原因因子の不活性化処理をしていない硬膜が二十万ないし二十五万枚使用されたということが明らかにされております。現在もヤコブ病の発症、認定が続いております。私は、この法改正は待たないでいいかと思ひます。

そこで、簡潔で結構ですが、研究会では、どんな点が問題とされ、どんな議論が進んでいるのか。そして、法改正の政府としての見通しはどうなのか。答弁願ひます。

○宮島政府参考人 先生御案内のように、医薬品

の副作用による健康被害につきましては、既に昭和五十五年に救済制度が創設されておるところでございますけれども、医薬品等による健康被害につきましては、この制度の対象外となつておるところでございます。

そこで、私どもとしては、人や動物の細胞、組織に由来する医薬品等につきましては、いわゆる感染症を伝播するおそれをなかなか完全には否定できないということから、その安全性の確保を図るとともに、健康被害を受けられた方に対する救済の仕組みについての検討を行うということが必要ということで、本年一月に研究会を立ち上げまして、救済についての考え方や制度を具体化するためのいろいろな課題についての研究を現在進めておるところでございます。

先ほど御指摘いただきました、本年八月にこの研究会の中間的なまとめ、論点整理が行われました。

その中で、主な問題点といたしましては、一つは、いわゆる健康被害、副作用と違う健康被害につきましても発生頻度なり規模がどの程度予測できるのかということ。それから二番目には、健康被害の因果関係の認定でございますけれども、健康被害の場合ですと、いわゆる医薬品等以外に多様な感染ルートがございまして、この因果関係の認定をどういう形にするかというのが二番目の課題であります。それから三番目は、いわゆる健康被害の場合は二次感染あるいは三次感染という広がり問題がございまして、どこまでを対象として考えるかという問題がございまして、それから四番目には、当然、こういった制度を設けますと、関係者の合意がきちんと得られる形をどうやってつくっていくか。こういった幾つかの問題がありますけれども、こうした課題を中心に引き続き検討を進めておるところでございます。

中間まとめ以降につきましては、患者団体、製薬企業等との関係団体からいろいろ御意見を伺うヒアリングをやつてまいりまして、昨日もこの研究会を開催いたしまして、そこで一通りこうい

た関係者からのヒアリングを終えたところでございます。今後は、こうした御意見も踏まえながら、できるだけ早く取りまとめを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○木島委員 幾つか問題点が指摘され、論議されているとお聞きをいたしましたが、一点だけ私お聞きします。

中間的なまとめでは、過去の被害については救済しないとの立場を打ち出しているやに読み取っております。保険システムだからというのがその理由のようであります。しかし、一方で、この中間的なまとめは、「健康被害には事前に想定できない未知のものがあり得る」「未知のものを排除し、発生後に対応するか否かを決めるという制度は適切ではない」との言葉もあります。一見矛盾しているようにも思うわけですが、被害者救済に万全を期すためには、いわゆる不遑及の原則をかなたなくにとり続けていたのでは被害者救済に万全を期することができないと思います。

私どもが既に提出している改正法には、「後天性免疫不全症候群の病原体による健康被害の救済業務等」の第八条に加えて、「クロイツフェルト・ヤコブ病の病原体による健康被害の救済業務等」の条文を設けて不遑及の原則を是正するという、大変大事な条文を盛り込んであるわけでありますが、その点についての厚生労働省の所見を求めて、時間です。質問は閉じたいと思います。

○宮島政府参考人 御指摘のまず第一点目の、制度発足した場合のその以前の被害についての対応でございますけれども、この研究会の中でもいろいろ御議論がございましたけれども、現在の副作用の救済制度を一応参考といたしますと、いわゆる一つの保険システムに基づいた救済制度という前提で考えますと、やはり制度発足以前の過去の被害についての救済を対象とするというのは難しいのではないかとこの御意見をいただいておりますところでございます。

それから、未知のリスクについての問題ですが、これは、制度発足後の、将来に向かっての議論で

ございますけれども、やはり、制度発足時におきまして、既知のリスク、感染についての被害というのは当然あるわけでありまして、将来に向かつては、その時点でまだ未知のリスクというのは当然予想されるわけでありまして、そういうものも対象から排除するのではなくて、そういう未知のリスクが将来ある時点で起こった場合についても、そういったものをやはり救済制度の対象にするような制度設計といえますか、そういう考え方も踏まえるべきであるという御指摘だということに思っております。

○木島委員 終わります。

○鈴木委員 終わります。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。

まず第一番目の質問は、やはりこの建築物における衛生環境の確保に関する法律の一部改正を提出者の熊代先生に伺いますが、これは一応社民党も賛成をさせていただきますので、一問だけ、ちょっとほかの質問をさせていただきます。

これは名称独占であって規制を強化するものではないというところの明確なもの、やはり安心して頼める改正なのかどうかということをお伺いしたいと思いますが、よろしく願います。

○熊代議員 御質問いただきましたとおり、これは名称独占でございます。業務独占ではございません。名称独占にしても規制の強化につながるものではないか、そういう疑問を持っておられる方もいらっしゃると思いますが、そういうふうにしてはならないということでございます。

私も不肖、自民党の行政改革推進本部の事務局長をさせていただいておりますので、規制改革の、それから民営化の鬼であるというふうに思っているんですが、そういうことで、あらゆる規制は名称独占であった方がいいんじゃないかというように、なことで、先ほど木島先生も御質問されましたが、弁護士資格も名称独占にしたらどうかということも申し上げて大変な反響を食ったこともございますけれども、それはちょっと余談でございます。

でございますけれども、名称を差上げて、それで名称にふさわしいことに努力していただく。しかし、あるビルオーナーは大変有能な中小企業の方を知っておられて、それは登録もしていない。しかし、これは職人わざで、見事なことを大変安い料金でやってくれる。そういうことには、どうぞその方に頼んでいただきたい、こういうことでございますので、信用の付与と、そして仕事の邪魔をしないという絶妙な名称独占ということによって御理解をいただきたいと思います。

○中川(智)委員 わかりました。

続きまして、クロイツフェルト・ヤコブ病の質問に入らせていただきたいと思います。

まず、十一月二十二日、大臣の和解協議への御英断、そして会見の言葉を本当にとでもうれしい思いで聞かせていただきました。法的責任の存否の争いを超えて、私は、やはりこれは被害者全員救済ということに対して、これから大臣のお力をぜひともしっかりと発揮していただきたいというふうに考えます。

でも、つくづく思いますに、これは一九七三年に輸入が承認され、そして今まで四十万以上ものライオデュラが手術、医療用具として使われたこと。この承認のときにも少し厳重に審査をし、しっかりとした手続を経て承認されるかどうかを決めていたならば、さまざまな薬事法の問題や、初めてのヒト組織のこと、どうして慎重にというものが、もう今からそのときには戻ることができないわけですが、それを物すくくつらい思いで、いつも、七三年、私はそこに返らざるを得ません。

きょう、ペーパーで一枚、参考として皆様のもとにお配りいたしました一九七三年輸入承認時の問題点を幾つか伺いたいと思いますが、残された時間は十分程度でございますので、局長の答弁、簡潔にお願いしたいと思います。

まず第一、医療用具というのはほかにどのようなものがございませうか。四つ五つ、まず挙げてくだ

○宮島政府参考人 医療用具というのは非常に多種多様でございます。御案内のように、いわゆるピンセットとか手術用のメスという簡単なものから、いわゆるペースメーカーあるいは放射線の医療装置のような大がかりなもの、そういったものまでいろいろ多種多様なものがございまして。

○中川(智)委員 それでは、人の臓器を使ったヒト組織の医療用具は、このライオデュラが初めてだったのでしょうか。イエスカノーか。

○宮島政府参考人 昭和四十八年の承認時でございますと、ヒト組織由来の医療用具は初めてのものとございました。

○中川(智)委員 申請書は九枚のペーパー、そして申請から承認まで三月足らずということはお事実にしやうか。事実かどうかお答えください。

○宮島政府参考人 枚数の方はちょっと正確にありませんが、九枚前後ではないかと思っております。それから、承認の三月月というのも、三月月だということに思っております。

○中川(智)委員 これはヒト死体組織製品の初めてのケースであつたにもかかわらず、中央薬事審議会には付議せず、事務方だけで承認をしたというのはいささか事実でしょうか。

○宮島政府参考人 四十八年当時でございますけれども、当時、既に承認されていたものとして、いわゆる腸線、腸の線からとりまき縫合糸というのがございました。その当時、このライオデュラの乾燥硬膜の申請があつた際に、それと比較いたしました。動物と人との由来という違いがございましたけれども、どちらも構成成分は生物由来のコラーゲンというたんぱく質であるということ、それから外科手術に用いられ、体内に埋め込まれる医療用具であるということを考えますと、当時の知見ではライオデュラのいわゆる新規性が高いという判断がなくて、したがって、結果的に中央薬事審議会にかけるという手続を踏まなかったものというふうに承知しております。

○中川(智)委員 腸線縫合糸は羊からの動物組織由来でございますね。これは、ヒト組織としては

初めてであつたと。そして、腸線縫合糸は縫い糸でございますね。これは、脳の中の、脳には頭蓋のところに軟膜、クモ膜下、そしてクモ膜、そして硬膜があるわけですが、直接脳の組織に触れるというところでは初めてだというふうにきちんと言葉をとってください。私は、ヒト組織と言いましたので、動物由来のは聞いていません。

続きまして、これはアメリカは輸入承認をしないでいました。なぜかという、ドナーチェックができない、どんな死体から取り出された脳の硬膜であるかわからないということで、アメリカでは最後まで輸入承認をせずに、一例だけで、それが一九八七年で全品回収で禁止措置をとったわけですが、企業が死体硬膜をどこから入手するのかという点に関しては、ドナーチェックというところの認識というのは当時おありになったのかどうかなんです。

一つ、これは薬事法の六十五条に、次の各号のいずれかに該当する医療用具は、販売し、授与し、または販売もしくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、もしくは陳列してはならないと規定しています。この六十五条の五号は「病原微生物により汚染され、又は汚染されているおそれがある医療用具」、同条六号は「その使用によつて保健衛生上の危険を生ずるおそれがある医療用具」。これは薬事法の六十五条。薬事法そのものは、この承認した一九七三年のさかのぼること二十年近く前の法律でございますが、これにすべてライオデユラは該当いたします。

また、角膜の移植に関してもきつちりと法律がございます。一九五八年公布の旧角膜移植法では、やはり、ヒトの組織を使つたものに対する移植に關しては、疾病を伝染させるおそれのある死体等からの摘出は、明文規定をまつまでもなく、当然に禁止されるべき明白な危険行為であるということが指摘されています。

そして、大臣、時間がないので、先日参議院で井上美代さんが質問された中で、これはきつちり臨床検査をやつて、三百五十人の臨床検査をやつ

たというペーパーが添付されていたんですけれども、そのうち、サインしたお二人のお医者様の一人がもう亡くなつていて、もう一人の方がテレビの取材で、私はそのような事実、一切その臨床試験をやつた記憶はない、しなかつたということが明言されていることを質問いたしました。

大臣は、その折の答弁で、一つはこの治療を行った先生方が何とせよサインだけをなすつたということが本当だろうか、もしもそれが事実であつたら大変なことだと思ふわけだということ、もしもそうしたことが事実であつたならば、これは解明しなければならぬ問題だと思つておりますという御答弁がございました。

私は、お医者様が一切試験してないのにサインだけをした、それを添付して承認された、それは大きな、そのようなうそさへもしつかりとチェックせず、そして初めてのヒト組織でありながらドナーチェックがなされないものに対して輸入承認を九枚のペーパーで三月分足らずでしたということ、そして、大臣が、この事実に対して解明しなければならぬという御答弁がございました。今どのようにお考えでしょうか。

○坂口国務大臣 その先生がどういうことでそういうことをおつしやつたのかということを、十分にわかりません。

多分、その臨床検査というものは私はされていんだらうというふうに思いますが、その先生が仲間のと申しますか、若い先生方にそういうことをやらせて自分が直接臨床試験というものをやつたのではないということをおつしやつたのか、それとも、何もやつてなかつたということをおつしやつたのか、それは私はちよつと今のところわかりません。大病院や大きい病院でございまして、教授ですとか上の方の先生でございまして、直接自分でやらないことはあり得ると思ひます。責任を持つて、そして最終のまとめは行いますけれども、直接自分がやらないということはあり得るというふうに思ひます。

その辺のところはどうだったのかということ

よくわかりませんが、しかし、その当時、いわゆる無菌性の検査、いわゆる細菌ですとかビールスとか、そういうことに對する検査が行われていたことは、私は間違いないだらうというふうに思つておりますが、しかし、この病氣は、細菌だとかビールスだとかというもので伝播するのではなく、その当時は、そういう細菌ですとかビールス以外の方法で伝播するということ、これは何ら考えられていない時代であつたということもあるわけでございます、その辺のところを裁判所がさまざまな角度から検討をされて、そして和解の勧告になつたものというふうに思つております。

したがしまして、今委員が御指摘になりましたようなことも含めて裁判所はいろいろ御検討をいただいてきたというふうに思ひますから、これからは、それらをもとにいたしまして、そして和解の方向に向かつての議論が進んでいくものというふうに思つております次第でございます。

○中川(智)委員 大臣、少なくとも、そのような事実があつたかもしれないということが報道もされ、そして明確にそのお医者様が答えているならば、厚生労働省として独自に、その当時のことを解明すると大臣おつしやいましたが、せめて聞くべきではないでしょうか。そこをそのまますべて裁判所にゆだねてということじゃなくて、独自の、今ハンセン病でも真相究明がされております、この承認当時、さかのぼつても一度厚生労働省として調べる必要がある、そのように考えますが、前向きな答弁をいただけませんか。せめて調べてほしい、解明してほしい、そのお医者様に聞くことだけでもすべきだ、それが責任だと考えます。

○坂口国務大臣 その当時、どういふいふゆる試験が行われていたかということにつきましては、私もつまびらかにしているわけではございません。当時の役所の担当者から聞く以外にないわけでございますが、正式に印鑑を押して医師が提出をするという以上は、その方が責任を持つてそれ

はおやりのいただいたということに、我々の側からすればなんだろうというふうに思ひます。しかし、正式に印鑑まで押して、そして署名捺印をなすつて提出をしていただいた書類に誤りがあるということであるならば、それは大変なことだと先日も申し上げたわけでございます。

今、そこにさかのぼつてお聞きをすることがどれほど大きな意味があることなのか、その辺のところもよく検討していきたいというふうに思ひます。

○中川(智)委員 最後にお願ひですが、一番目の原告の谷さんと電話でお話をしました。そのときに、今は謝罪云々とかということは原告も申しません、ただ、自分たちが、当事者がどのような思いで患者の妻であり夫であり子供を看病してきたか、どんな思いでヤコブ病と闘ってきたか、大臣に当事者の声をぜひとも聞いてもらいたい、和解の中でまた大臣が心を整理された後の謝罪はあり得るけれども、今はその声を、生の声を聞いていただきたいというのが原告の皆さんの必死の大臣へのメッセージでございます。

どうぞ、先ほどの木島委員の質問にもございましたが、会つて生の声を聞いていただきたい。どうぞよろしく願ひいたします。

○鈴木委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○鈴木委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

第一百五十一回国会、熊代昭彦君外四名提出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○鈴木委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鈴木委員長 次回は、来る十二月五日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十分散会

平成十三年十二月十一日印刷

平成十三年十二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F